

第50号

2016. 10. 20

日本歯科技工士連盟機関紙

れんめい

発行 日本歯科技工士連盟  
東京都新宿区市谷左内町21-5  
歯科技工士会館内  
発行人 衛 藤 勝 也  
編集 日本歯科技工士連盟

# 歯科技工士に関する制度推進議員連盟 発足から現在、そして未来へ

2013年5月に「歯科技工士に関する制度推進議員連盟」(議連)が発足して以降、所属する国会議員の先生方のご尽力により、歯科技工士国家試験の全国統一化、歯科技工士に係る人事院規則の改正が実現しました。現在は「歯科技工士教育機関の教育年限の延長」、「製作技工に要する費用の位置付けの確立」、「歯科技工士の実態把握」の3つの課題解決に向けて取り組んでいますが、ここで改めて、これまでの議連の活動を振り返ってみたいと思います。インタビューは日技連盟ホームページのナビゲーター・濱本有美さんです。

## 議員連盟の発足

**濱本会員 (以下、濱本)** 初めまして。日技連盟ホームページのナビゲーターを務めております、広島県技連盟所属・濱本有美と申します。本日はよろしくお願いたします。

杉岡会長には先日、広島で生涯研修のご講演をいただきました。前日には県技会員と一緒に広島カープの試合を観戦していただき、一人ひとりに声をかけていただくなど、楽しい時間を過ごさせていただきました。ありがとうございました。

**杉岡会長 (以下、杉岡)** こちらこそありがとうございました。「広島に来たらぜひカープの試合を見てください」と誘われていましたので、とても楽しみにしていました。球場の盛り上がりが本当にすごかったですね。リーグ優勝も果たされたということで、広島熱気に負けられないように日本歯科技工士連盟も頑張りたいと思います。

**濱本** では早速始めさせていただきます。  
今から3年前の2013年5月17日、朝8時から衆議院第1議員会館において歯科技工士に関する制度推進議員連盟(以下、議連)の発会式と第1回総会が開催されたという事でした。

議連の設立当時、会長を務めていらした古橋前会長にお聞きしますが、そもそもこの議連は何を目的に設立されたのですか。

**古橋前会長 (以下、古橋)** 歯科技工士に関する制度上の不備を改善することにより、国民の口腔保健の維持向上を図ること。それが大きな目的です。

**濱本** この日を迎えるまでに、どのようなご苦労がありましたか。

**古橋** 日本歯科技工士連盟は60年の歴史がありますが、その間ずっと、この目的のために努力を続けてきました。その時々で一定の成果はありましたが、まだまだ足りないところがたくさんあります。それをどうしていくかということで、一番いいのは、やはり国としてどうするかを考えてもらわないといけませんから、時の政権与党にお願いするのが一番早いわけです。

政権与党は厚生労働に特化した部門を持っていますから、まずはその部門の責任者にお会いすることが大



事です。その上で、関連する議員を何人か推薦してもらい、議連の幹部になっていただくようお願いをしました。そして、5月17日の発会式に先立って、事前に4月23日に世話人会を開催して、この人たちが幹部になって議連を設立しようということを確認しました。

議員連盟というのは、自らの歳費でこの問題に取り組もうという思いを持っている国会議員が集まって組織されたものです。その中心になってくれる議員一人ひとりにお会いして、当面の課題をご説明した上で、課題はとて多岐にわたっていますから、単年度でどこまでやるか、どのように解決していくかという道筋を議員の人たちと考えると、段取りを組みながら総会までこぎつけたということです。

## 国家試験全国統一化と 人事院規則改正

**濱本** その後、杉岡会長が就任されました。これまでに議連があげた成果をご説明いただけますか。

**杉岡** 大きく2つの成果があります。たまたま私が会長のときに成果が表れていますが、古橋前会長が会長だった頃からの取り組みが結果に結びついたということだと思っています。

1つ目は、歯科技工士国家試験の全国統一化です。かつて歯科技工士試験は、国家試験でありながら都道府県知事により実施されていました。昭和57年に免許権者が都道府県知事から厚生大臣(当時)になった際、本来は試験も国が実施すべきだったのですが、実技試験があるという理由もあって、“当分の間”はこれまで通り都道府県知事が行うということになったのです。そのような状況が30年以上も続きました。

しかし、それぞれの都道府県で個別に試験が実施されると、国家試験でありながら試験のレベルが統一されないという弊害が出ます。また、他の医療職を見ても国家試験は全国統一で行うのが当然です。この特殊な状況を本来あるべき姿にすべく議連でも取り組んでいただいた結果、2015年4月に歯科技工士法をはじめとする関連法令の一部改正が施行され、2016年春の歯科技工士国家試験から全国統一で実施されるようになります。



濱本有美さん

歯科技工士の祖父、父をもつ濱本さん。広島大学歯学部口腔健康科学科にて口腔工学を専攻し、歯科技工の技術ならびに医療知識を習得した後、同大学大学院医歯薬保健学研究科博士課程前期を修了。現在は父親の経営する歯科技工所に勤務。

ました。

2つ目の成果は、歯科技工士に係る人事院規則の改正です。ご存じのとおり、国家公務員の初任給というのは人事院規則で定められています。歯科技工士については医療職俸給表（二）の初任給基準表に定められているのですが、「高校卒」と「短大卒」という2つの初任給しか規定されていませんでした。

高校卒というのは中学校を卒業して3年間の専門学校へ行くということですが、現在はそのようなことはありません。4年制の大学もあるわけですから、実状に即していない俸給表が長い間放置されていたこととなります。

これを改正すべく取り組んだ結果、「高校卒」は削除され、「短大二卒」と「短大三卒」という2つの区分になりました。今回は「大学卒」の区分を設けることは見送られましたので、まだ目標達成には至っていませんが、一応は他の医療職とレベルをそろえられたこととなります。

**濱本** 国家公務員の俸給表が改正されると、どのような影響があるのですか。

**杉岡** 独立行政法人の大学附属病院などの給与体系は国家公務員の俸給表に倣って作られていることが多いです。同様に地方公務員の俸給表も国家公務員の俸給表に倣っています。つまり、国家公務員の給与というのは、最終的に民間の給与の目安になるのです。すべてつながっているわけですね。

したがって、国家公務員として働いている歯科技工士の給与がきちんと定められるということは大きな意義があるのです。人事院規則が改正されたといってもあまりピンとこない方もいらっしゃるかもしれませんが、そういう影響があるということをご理解いただければと思います。

**古橋** 医療職俸給表の改正については、所轄官庁が厚生労働省と人事院の2つにまたがっていますから、実現するまでのプロセスは大変だと言われていました。

しかし、当事者団体と行政が話し合うだけではなく、そこに国民の代表である国会議員が入ってトライ

アングルで話をすることによって、改善に向けたスピードが上がり、これまで何十年もできなかったことが進んでいったのです。

**濱本** 特にご苦労されたことがありましたら教えてください。

**杉岡** 法律を変える、制度を変えるためには、最終的に国会に動いてもらわなければなりません、そのための準備は連盟という組織があるからこそできることです。

例えば歯科技工士国家試験の全国統一化については、「統一されたらどこが試験を行うのか」ということから取り組んでいく必要がありました。結果として歯科医療振興財団という組織が試験の実施と免許の登録事務を行っています、それが決まるまでには関係各所との渉外・調整がかなり大変でした。

**古橋** 厚生労働省の中に試験免許室というのがあって、そこが医師、歯科医師、看護師の試験事務を行っています、その他の職種は外部機関に委託しています。柔道整復師や診療放射線技師などは厚生労働省が指定した機関が試験実務を行っているのです。

歯科技工士については、会長がお話したように歯科医療振興財団が実施することになったわけですが、歯科技工士の試験を行うようになるのだから、その財団の運営に歯科技工士も参画できるようにすべきだと主張して、かなり厳しい渉外活動を行いました。結果として会長が財団の理事になり、無事に今年、初めての全国統一試験が実施できたのです。

法律を改正して、関係する政省令や規則をすべて改正して、そこで初めて制度が整います。その上で、新しい仕組みの機関をつくって、その機関の中で試験委員を選んだり、試験会場を決めたりという作業を行うのです。だから今年の2月にパッと試験ができたわけではなく、それまでの過程はなかなか大変でした。

**杉岡** これらのことは個別の成果ではありますが、いずれも「良好な歯科技工経済の確立」という大きな目的を達成するために必要なプロセスです。

私はこのことをいつも「城攻め」に例えて話をするのですが、「良好な歯科技工経済の確立」が攻めるべき城の本丸だとして、いきなりそこを攻撃しても落とせませんので、まずは外堀を埋めていく必要があります。その堀を埋める要素として、大きく5つの要素があります。

1つは「歯科技工所の構造設備の省令化」です。これは古橋前会長のときにずっと取り組んでいただき実現されました。そして2つ目が先ほどお話しした「歯科技工士国家試験の全国統一化」です。これも実現しました。

残る要素は「教育年限の延長」、「委託と受託の法令定義の明確化」、「製作技工に要する費用の位置付けの確立」ですが、これらを実現させることで、最終的な目的の達成につながると考えています。もちろんその中には、人事院規則の改正や、歯科技工所の正確な実態把握なども必要ですから、そうした課題を一つひとつ解決していくことが重要なのです。

### 現在取り組んでいる 3つの課題

**濱本** 議連が今取り組んでいる課題として「就業年数を3年以上にする」、「製作技工に要する費用の考え方について」、「歯科技工士の実態把握」という3



杉岡範明会長

「今後、『教育年限の延長』、『委託と受託の法令定義の明確化』、『製作技工に要する費用の位置付けの確立』を実現させることで、『良好な歯科技工経済の確立』という大きな目的の達成につながると考えています」

つが掲げられています。いずれも外堀を埋めていくための施策とのことですが、それぞれ簡単にご説明いただけますでしょうか。

**杉岡** 毎年、議連で取り組んでいただく課題を掲げていまして、今年の課題はその3つです。

1つ目の「教育年限の延長」については、すべての歯科技工士教育の就業年数を3年以上にすべく、歯科技工士学校養成所指定規則という省令の改正を目指しています。

教育問題については私もいろいろ思いがありますが、やはり同じ歯科技工士の中に4年制大学卒の人もいれば2年制の専門学校卒の人もいるというのは、とてもバランスの良い教育とは言えません。歯科医療全体を考えると、歯科医師が6年、歯科衛生士が3年以上、歯科技工士だけが2年以上という現状では、バランスのよいチーム医療をしようにも、なかなか難しいと思います。

したがって、歯科技工士の責任ある業界団体として、教育をしっかりとするというのが次に手をつけることだという考えの下、一生懸命取り組んでいきたいと思っています。

2つ目の課題については古橋副会長から説明してもらいます。

**古橋** 「製作技工に要する費用の考え方」というのは、自由診療ではなくて公的医療保険の話ですが、そもそも公的医療保険の中で歯科技工士が療養の一部を担っているということは国も認めています。製作するところを担っている。そうでありながら、そこに不全な市場経済が入ってくると、少しおかしなことになるわけです。そこを国として考えていかないといけないのではないかという主張をして、一定の理解はできてきました。

ご存じのとおり、製作の所定点数は製作技工と製作管理で成り立っています。そして、その割合まで示されています。すなわち、所定点数が100点のものは700円と300円でこの点数は成り立っているという構成です。

ここで問題となるのが、製作技工の範囲を超えてい



古橋博美副会長

『製作技工に要する費用の位置付けの確立』はほぼ解決されつつありますが、『教育年限の延長』と『委託と受託の法令定義の明確化』は重いテーマですから、歯科技工士の想いを結集して取り組んでいかなければいけません」

るものをどうするかということです。つまり、100点のものを770円でやったら、製作管理の部分は230円しかなくなってしまいますね。それでは製作管理が“おおむね100分の20”になってしまいます。実態を調査した結果、平均値として770円支払っているのであれば、点数を110点にして分母を増やせばいい。そうすれば770円と330円になります。

こういう話を昨年末頃から、議連の幹部の議員や、厚生労働省の担当官である歯科医療管理官や審議官を交えて協議をし、要望としてまとめ、中医協に諮問して答申される直前まで働きかけを行いました。その結果、今年4月の診療報酬改定で我々の要望がほぼ通り、有床義歯部門などはかなり改定されました。

実態を追認して7：3という割合を決めたのが昭和63年です。濱本さんが生まれる前にそういう仕組みができた。これは国民皆保険を維持し、良質な歯科医療を確保するためです。そのときから高齢化は見ていたわけですが、高齢社会になるとますます歯科技工、歯科医療の重要性が高まってきます。特に歯冠修復、欠損補綴の重要性が高まってくる。そのときに良い歯科医療を提供するためには、やはりそこに問題を残したままではいけません。

最終的に消費者に還元されるなら自由経済でもいいですが、公的医療保険ですから、統制経済ですからリミットは決まっています。その中でつくる側だけ押さえていると、歪んだ市場経済になってしまうでしょう。それは医療には相応しくありません。歯科技工士も悪いという人もいて、確かにそういうところもあるかもしれませんが、やはり医療機関も歯科技工所もよく自覚をして、取り合いみたいなことをするのはなく、より質を高めようという理念を持ってやっていかなければいけません。

この課題に取り組むのは2年目なのですが、この1年である程度の方向性はできてきました。ただ、きちんと理解している人がまだ少ないので、今後も引き続き取り組んでいって、しっかり普及させていかなければいけないと考えています。2年もかけて方向性が見えないようでは駄目ですからね。

**杉岡** 3つ目の「歯科技工所の実態把握」については、これまでも行政は歯科技工所数や就業歯科技工士数の調査を行い『衛生行政報告例』で公表していましたが、どうもその数が正確ではないのではないかとということが判明しました。

今後、少子高齢化の中で歯科技工所、あるいは歯科技工士がどのくらい必要なのかという政策を考えると、基本となる数が分からなければ政策の立てようがありません。

また、歯科技工士は法律で各種届け出が義務付けられています。歯科技工所を開業しても届け出をしていない人もいますので、それはきちんと把握して、法令順守を徹底させていかなければいけません。

この問題についてはこれまで厚生労働省の担当者ともかなり話をきて、従来よりも精査できるシステムになってきました。平成28年度の調査では精度の高いものが出るとお思いますので、それをきちんと検証して次のステップに進んでいきたいとお思います。

**古橋** 歯科技工所の数で言えば、平成26年の統計データでは、例えば石川県の歯科技工所数は初め83と発表されましたが、実際には138でした。京都府も初めは245と発表されましたが、実際には410でした。ぜんぜん違いますよね。こちらからの指摘を受けて国は正誤表を出しました。

なぜこのような問題が起きたかということ、例えば石川県の場合は中核市である金沢市の数を含めずに統計してしまったり、あるいは京都府では、政令指定都市の京都市の数だけをもって京都府全体の数としてしまったり。そのような間違いがたくさんあったのです。

これはきちんと整備しなければいけないということで、今後、歯科技工士に関する統計方法を改正することにしました。保健師助産師看護師法という法律があるのですが、その法律では統計方法まで定められています。それも少し古くなってきたということなので改正することになりました。そのようにして、統計上の誤りが発生しないようにしようということで取り組んでいます。

この3つ目の課題はほぼ解決されつつありますが、1つ目と2つ目は重いテーマですから、歯科技工士の想いを結集して取り組んでいかなければいけないとお思います。

**濱本** 歯科技工士も自ら歯科技工料を下げているは駄目だということですね。

私は父も祖父も歯科技工士で、広島県で役員を務めています。祖父はもう亡くなっていますが、長年にわたりこうした問題に取り組んできたのかなと改めて感じます。

**古橋** そうですね。お祖父さんの時代からこうした問題はあったと思いますが、やはり歯科技工士が自ら価値を下げるようなことをしては駄目です。人々の健康を守るための仕事なのですから。

### 課題解決の取り組みが 社会貢献につながる

**濱本** 古橋前会長は議連が発足してからこれまで、すべての会議に出席されているとお聞きしました。発足当時は会長として進められ、現在は副会長として参加される想いは少し違うとお思います。いかがですか。

**古橋** 私は25歳で日本歯科技工士会と日本歯科技工

士連盟に入会して、その時から地元の県で役員を務めてきました。本部に来たのはちょうど40歳のときで、今年が27年目です。濱本さんが生まれる前から役員をやってきたことになります。

政治団体のほうは理事長からスタートしました。長く理事長を務め、その後、会長になって、今年3月までは相談役を務めていました。ですから政治団体の副会長というのは今回が初めてです。

副会長というのはどういうものかということ、会長を補佐し、会長が事故あれば代理をし、欠ければ代行をする。もちろんそんなことはないですが、要は徹底的に補佐をするという存在です。

会長というのは本当に大変です。やってみるとよく分かります。その大変さを知っているからこそ、私は全力で会長を応援しようと思っています。

**杉岡** 日本歯科技工士連盟には長い歴史がありますが、歴代の会長がそれぞれいろいろなことに取り組んできた上に今があります。

連盟活動というのは、正しいことを主張しても、時にさまざまな利害関係があって通らないこともあります。それを突破する上では、多くの経験を持っている人が涉外活動の相手に対し説得力のある話をするということが非常に有効です。

ですから本当に経験に勝るものではなくて、古橋前会長に補佐していただいているおかげで成果が出ているのだとお思いますので、本当に感謝しています。会長の職に就いてすぐに、国会議員相手の涉外が完璧にできるかということ、そんな簡単なことではありませんからね。

さて、今日は限られた時間でしたが、我々が取り組んでいることを少し説明させていただきました。少しはご理解していただけたでしょうか。

**濱本** はい。とてもわかりやすく教えていただきましたので、どのような課題に対してどのような活動を行っているのか理解することができました。友人などにも教えてあげたいとお思います。

**杉岡** 公益社団法人日本歯科技工士会と日本歯科技工士連盟は車の両輪だと言われます。

公益社団法人のほうは、歯科技工士が社会にどのように貢献できるかということ、1つの大きなテーマとして取り組んでいる組織です。歯科技工士は歯科医療の中で欠かせない職業として社会に貢献していますが、一方で法律や制度の不備で厳しい状況にあるのであれば、それを改善してあげようとお社会から言われるようにしなければいけません。そう言われたときに日本歯科技工士連盟が法律や制度を変えるための活動をする。そのように2つの組織が両立して初めて我々の目的が達成されるわけです。

涉外活動をしていると、「会員数はどのくらいですか」とか「歯科技工士のどのくらいの人がこの問題に一生懸命取り組んでいるのですか」ということを聞かれます。目的を達成するためにはいろいろな力が必要ですが、何よりもまず支えてくれる会員が必要です。

歯科技工士の課題を解決するためには、歯科技工士が自ら取り組まなければ誰も取り組んでくれません。自分たちが取り組んで初めて周りの人が手伝ってくれるのです。その取り組みは自分たちの生活につながるだけでなく、歯科技工士としての社会貢献にもつながります。そのことをぜひ皆さんにご理解いただいて、一緒に取り組んでいただければと思います。

**濱本** 本日はありがとうございました。

# 歯科技工士に関する制度推進議員連盟 発足からの動き



2013年4月23日 世話人会



2013年6月14日 厚生労働大臣宛の要望書を提出



2014年5月19日 所属議員による歯科技工所視察



2014年7月29日 厚生労働政務官への陳情



2016年5月31日 第5回例会



2013年5月17日 第1回総会

2013年

4月23日

◆世話人会開催 (15時 / 衆議院第二議員会館)

5月17日

◆第1回総会 (8時 / 衆議院第一議員会館)  
規約承認、役員選出、歯科技工士の抱える当面の課題の説明

5月21日

◆第1回例会 (11時30分 / 衆議院第二議員会館)

5月31日

◆第2回例会 (8時 / 自由民主党本部)

6月14日

◆第3回例会 (8時 / 自由民主党本部)  
上川陽子会長、石川昭政事務局長が田村憲久厚生労働大臣に“歯科技工士の抱える当面の課題解消に向けての要望書”を提出。

12月4日

◆第4回例会 (12時 / 衆議院第二議員会館)

2014年

4月7日

◆第2回総会 (衆議院第一議員会館)

5月19日

◆歯科技工士に関する制度推進議員連盟所属議員が歯科技工所を視察 (10時)  
参加議員: 上川陽子会長、松本洋平事務局長、石川昭政事務局長次長、宮下一郎議員、小林鷹之議員

6月18日

◆地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律案が賛成多数で可決。これにより歯科技工士法の一部を改正する法律案の施行が2015年4月1日となり2016年3月の国家試験から統一試験となることが決定。

6月19日

◆第5回例会 (8時30分 / 衆議院第二議員会館)

7月29日

◆歯科技工士に関する制度推進議員連盟の上川陽子会長、松本洋平事務局長、石川昭政事務局長次長が高鳥修一厚生労働政務官を訪問し、日本歯科技工士連盟から要望のあった医療職俸給表(二)初任給基準表改正の陳情を行った。

10月24日

◆衆議院第一議員会館第6面談室において、橋本岳厚生労働政務官、松本洋平内閣府政務官、福岡資麿議連筆頭幹事、石川昭政議連事務局次長が厚生労働省、人事院の担当者へ医療職俸給表改正進捗状況を確認。

11月17日

◆第3回総会 (16時 / 衆議院第一議員会館)

2015年

1月30日

◆歯科技工士における医療職俸給表(二)初任給基準表の改正成る。  
(2015年1月30日公布、2015年4月1日施行)

2月25日

◆歯科技工士に関する制度推進議員連盟幹部会 (12時 / 衆議院第二議員会館)

3月30日

◆第4回総会 (15時 / 衆議院第二議員会館)

12月8日

◆歯科技工士に関する制度推進議員連盟幹部会 (13時 / 衆議院第二議員会館)

2016年

2月17日

◆歯科技工士に関する制度推進議員連盟幹部会 (13時 / 衆議院第二議員会館)

5月31日

◆第5回総会 (11時 / 衆議院第二議員会館)  
統制経済のもとでの不全な市場化が進行しており、良質な歯科医療の安定的確保に資することになっていない。いわゆる大臣告示による費用の割合が示されたことは、良質な歯科医療の確保を図ったものであり、それが出来ていないのは国民に対して費用対効果の面で不利益が生じている。政治行政には放任ではなく効果を発揮する新施策を求め、「製作技工に要する費用相当分は製作技工担当者に！」と要望した。

## 編集後記

今年5月、歯科技工士に関する制度推進議員連盟の総会があり、所属議員の皆さまにこれまでの成果に対するお礼を述べるとともに、今後の課題を要望しました。その瞬間、機関紙『れんめい』の編集長である私は、「これまでの経過を会員に出来るだけ分かりやすく文章にしなす」と思いました。

私の頭の中で、古橋前会長と杉岡会長に対するインタビューを行うことに決めましたが、さて、インタビュアーは誰に…? 「そうだ！」お祖

父さんとお父さんが歯科技工士である三代目歯科技工士・濱本有美さんが浮かんだのです。濱本さんには連盟ホームページのナビゲーターを務めてもらっており、適任者だと思いました。

そして、ついに出来上がりました。これまでの『れんめい』とは様子が違うかもしれませんが、より多くの人に読んでもらいたい気持ちです。

日技連盟副会長 衛藤勝也